

雇用のルールを確立することを求める意見書

内閣府の「国民生活白書」によれば、わが国では週 50 時間以上働く労働者は 28.1%にも上り、同じく 5.3%であるドイツなど西欧諸国に比べて、長時間労働が常態化している。また過労死や精神疾患による労災認定が増えており、命と健康を守り、仕事と家庭の両立を図るための労働法制の確立が求められている。

しかしながら、厚生労働省は「労働契約法制及び労働時間の在り方について（案）」において明らかなように、労働法制を変え、規制を緩めようとしている。その柱の一つは、残業代の割増率の引き上げを提起しながら、「自立的労働にふさわしい制度の創設」により、製造業を除く一定以上の年収の労働者を残業代の適用対象外とし、長時間労働とただ働きを合法化しようというものである。経団連は、この制度についての提言の中で、年収の基準を 400 万円以上と想定しており、多くのホワイトカラーの労働者が残業代の対象外となるおそれがある。もう一つは、「労働契約法の新設」により、裁判で解雇無効になっても金銭で解決できる仕組みの検討を盛り込み、使用者による解雇の自由などに道を開くものである。

このような案は、憲法第 27 条第 2 項に基づき法定された、8 時間労働という労働者の生活と健康を守る最低基準をとりはずし、法的規制よりも個別の契約自由を優先して労働者保護を掘り崩すものであり、認めることはできない。

よって、国会及び政府においては、このような案の法制化は行わず、逆に、長時間労働とサービス残業、解雇の規制を強化し、パートや非正規職員などと正規職員の均等待遇を図るなど、ヨーロッパ並みの労働法制を確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 18 年（2006 年）10 月 26 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員